

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社 日立製作所

株式会社日立製作所（以下「当社」といいます。）は、ダウンロード又はその他の手段により提供され、インストールされたソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）について、後記「ソフトウェアのご使用条件」により使用を許諾します。

ソフトウェアのご使用条件

（使用許諾）

第1条 当社はお客様に対し、本ソフトウェアを第2条に定める使用条件の範囲において当社サーバ製品と組み合わせて使用する非独占的な権利を許諾します。

2. 本ソフトウェアに添付される電子マニュアルの取り扱いとは本ご使用条件の取扱いを準用するものとします。

（使用条件）

第2条 お客様は、本ソフトウェアを日本国内でのみ使用するものとします。

2. お客様は、本ソフトウェアを、必要な数の範囲で複製して使用することができるものとします。

3. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を逆アセンブル又は逆コンパイルすることはできません。

4. お客様は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を改変し、又は他のプログラムと結合してはならないものとします。

（責任の制限）

第3条 当社及び本ソフトウェアの著作権者は、本ソフトウェアの品質又は性能に関する瑕疵等を含め、本ソフトウェアに関し損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

（権利の譲渡）

第4条 お客様は、本ソフトウェアを第三者に対し、有償であると無償であるとを問わず、譲渡、使用許諾、その他の方法で使用させてはならないものとします。ただし、お客様は、お客様の責任で第三者に本ご使用条件を遵守させること、お客様が本ソフトウェアを使用する権利を放棄すること、及びお客様が複製した本ソフトウェアをすべて廃棄することを条件として、本ソフトウェアを関連資料とともに第三者に譲渡することができるものとします。

(輸出管理)

第5条 お客様は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合は、日本国の「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規則その他適用される日本国又は外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

(1) 輸出するとき。

(2) 海外へ持ち出すとき。

(3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

(使用の終了)

第6条 お客様が本ご使用条件に違反した場合、当社は、お客様の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

(使用終了時の措置)

第7条 お客様は、本ソフトウェアの使用を終了する場合、本ソフトウェアを消滅することとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第8条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

2. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。